

製造物責任法と危険を除去する 製造者の権利

—— 契約当事者間と第三者間における検討 ——

畑 中 久 彌*

目 次

はじめに

1. 製造物流通後の製造者による危険除去の取り組みと製造物責任法
 - (1) 欠陥を通知し修補等を申し入れた相手方との関係
 - (2) (1) 以外の者との関係
 - ①製造物の欠陥によって製造物所有者以外の者に損害が生じた場合
 - ②転々流通した先の製造物所有者に拡大損害が生じた場合
 - (3) まとめ
 2. 危険を除去する製造者の権利
 - (1) 製造者による危険除去の方法
 - (2) 権利を付与する必要性
 3. 危険を除去する製造者の権利の法的構成
 - (1) 製造者と製造物所有者が直接の契約当事者である場合
 - ①修補・代物給付
 - ②回収
 - (2) 製造者と製造物所有者が直接の契約当事者ではない場合
 4. 権利を実現する方法
- おわりに

* 福岡大学法学部准教授

はじめに

製造物責任法は、一般の不法行為と異なり、過失ではなく欠陥を要件としている。そのため、欠陥のある製造物が流通した後、製造者が欠陥による危険を除去するために様々な措置を講じたとしても、それが当該製造物の物的状態の改善につながらなければ、警告によって欠陥を治癒させたと認められるか、あるいは被害者の承諾による免責が認められるかしない限り、製造者は欠陥によって生じた損害を賠償する責任を負わねばならない。

そのため、製造物所有者に修補等を申し入れたものの、承諾を得られないために修補等ができず、その結果、その所有者以外の者に損害が生じた場合には、一般の不法行為であれば注意義務を尽くしたとして不法行為責任が否定され得るところ、製造物責任法では、上述の例外に該当しない限り一該当しない場合が多くなろう—、製造者は責任を負うことになる。

このような責任を製造者に負わせるのであれば、製造者が損害の発生を防止し易くするために、危険を除去する権利を製造者に認めるべきではないだろうか¹。それは製造者のみならず、被害者の立場に立たされる可能性のある者にも有益であると思われる。

本稿はこのような問題意識のもと、危険除去に関する製造者の権利を修補、代物給付、回収について検討しようとするものである。

¹ 鈴木恵「ドイツ判例における売主の追完権」関東学院 15 卷 3・4 号(2006 年)206 頁は、「売主側の事後的な申し出をどのような場合に正当なものとして評価しうるか、またその法的効果はいかにあるべきかについて議論が必要なはずである。」としている

1. 製造物流通後の製造者による危険除去の取り組みと製造物責任法

製造物に欠陥があるため、製造者が製造物所有者に対して欠陥の修補や代物の給付、あるいは製造物の回収を申し入れたとする。この場合、製造物所有者の承諾が得られないため製造者がこれらの措置を実行できないとなると、製造者はどのような地位に立たされることになるだろうか。

(1) 欠陥を通知し修補等を申し入れた相手方との関係

製造者が欠陥を通知し修補等を申し入れた場合、その相手方は欠陥について悪意となる。そして、そのまま当該製造物を使用し続けたのであれば、たとえ欠陥によってその者に損害が生じたとしても、被害者の承諾の法理により、製造者は原則として不法行為責任を負わないことになる。また、そのような免責が認められない場合でも、過失相殺が認められることになる。

(2) (1) 以外の者との関係

これに対し、(1) 以外の者との関係においては、製造者は、危険除去の努力にも関わらず、次のような損害賠償責任を負う危険にさらされ続けることになる。

①製造物の欠陥によって製造物所有者以外の者に損害が生じた場合

製造物責任法は、製造物の欠陥によって生命・身体・財産を侵害した場合には、製造者はこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとしている（3条）。このように、製造者の責任を追及する主体は、製造物の欠陥によって損害を被った者となるから、製造物の所有者以外にも拡大する可能性がある。たとえば、製造物所有者が自動車の欠陥を修補しないまま運転し、その欠陥によって運転を誤り、他人に損害を生じさせたような場合が考えられる。また、製造物所有者が自動車の欠陥を修補しないまま他人に貸与し、その他人

がその欠陥によって運転を誤り、損害を被ったような場合も考えられる。

このような場合、一般の不法行為（民法 709 条）であれば、製造者は、事故が生じる前に製造物所有者に対して修補等を申し入れることで、責任を回避できる余地がある。民法 709 条における過失は、損害の予見可能性を前提とした結果回避義務違反をいうとされる。製造者が製造物所有者に対して修補等を申し入れたのであれば、製造物所有者の承諾が得られないために危険を除去できなかつたとしても、予測される損害を回避するために必要な行為を尽くしたといえるから、結果回避義務違反はなく過失なしと評価することができる。

これに対し、製造物責任法は、過失ではなく欠陥を要件としている。欠陥とは、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることとされる（2 条）。このように欠陥とは製造物の客観的な状態を指す概念であるから、製造者がたとえ修補等の申入れを行ったとしても、それを実現できず当該製造物が危険な状態にあるのであれば、欠陥の要件は満たされることになる²。

もっとも、製造者は、欠陥によって損害を被る可能性のある者に警告を発したり、修補を申し入れたりする（その者が目的物を修補する権限を有する場合）ことによって、被害者の承諾や過失相殺による責任回避・軽減措置を講じることができる。しかし、それが可能な場合は非常に限られている。多くの場合、欠陥のある製造物によって所有者以外の誰が損害を被るかを予測

2 製造物責任法は、欠陥を判断する際に考慮の対象となる事情として、①当該製造物の特性、②通常予見される使用形態、③製造業者等が当該製造物を引き渡した時期、④その他の当該製造物に係る事情をあげている。このうちの④の中に、製造者による修補等の申入れは含まれないであろうか。④の具体例が「危険の明白さ、製品のばらつき、天災等の不可抗力の存否など」とされていることからすると、そのような理解はできないと考えられる。経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説製造物責任法』〔野村裕〕（商事法務研究会、平成 6 年）72 頁、通商産業省産業政策局消費経済課編『製造物責任法の解説』（通商産業調査会、平成 6 年）89-90 頁。

することは困難だからである。社会一般に警告を発することで責任の回避・軽減を図ることも考えられるが、そのような免責・減責が認められる可能性は低い。製造物所有者についてさえ、そのような警告に気付くべきであったと評価することは簡単ではない。製造物所有者以外の者との関係ではなおさらそうである³。

② 転々流通した先の製造物所有者に拡大損害が生じた場合

転々流通した先の製造物所有者に拡大損害が生じた場合、製造物所有者は、拡大損害の賠償請求に加えて、製造物自体の損害—たとえば欠陥があることによる減価分—の賠償請求もすることができる。製造物責任法においては、製造物自体の損害は、本来、売主に対する瑕疵担保責任の追及等、契約責任によって対応すべきものと考えられている。しかし、「いったん拡大損害が発生した場合には、仮に拡大損害は欠陥責任により、欠陥製品自体の損害は契約責任等により処理するということになると、請求の相手方、主張・証明の対象となる責任要件等がそれぞれ異なることとなり、被害者の負担が課題になるおそれがある。」ことから、「不法行為制度の基本原則に従い、製造物自体の損害も賠償の対象とすることとしたもの」とされる⁴。

そうすると、製造者は、製造物の減価分や修補費について何重にも賠償請求にさらされるおそれが生じる。製造物所有者が製造者からの修補等の申入れを承諾しないまま当該製造物を譲渡し、その先で拡大損害が生じた場合、

3 リコールと民事責任の関係（前者による後者の軽減の可能性）を指摘する資料として、廣瀬久和・升田純「リコールの在り方についての今後の方向性と官民パートナーシップ」3頁（国民生活審議会第5回国民生活における安全・安心の確保策に関する検討委員会資料4、平成19年3月19日）<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/shingikai/kikaku/20th/anzen/05shiryou4.pdf> <平成21年5月8日現在>がある。

4 経済企画庁・前掲注（2）〔池上三六〕102頁、通商産業省・前掲注（2）134頁、加藤雅信編著『製造物責任法総覧』（商事法務研究会、平成6年）31頁〔加藤雅信〕、253頁〔加藤雅信・久世表士・高橋めぐみ・杉浦一孝〕。

流通先の製造物所有者は、製造物の減価分について製造者に対して損害賠償請求をすることができる。製造者がこれに応じ、製造物所有者に対して減価分を支払った後、製造物所有者がさらに当該製造物を欠陥付きのままの状態譲渡したとする。そして、譲渡先でもまた同じことが生じた場合には、製造者は再び減価分を支払う義務を負うことになる。以上の議論は、修補費の支払いにも当てはまる。製造物所有者が実際に製造物を修補し、その修補費を賠償請求する場合には、すでに修補が完了しているので、それ以降、製造者は減価分や修補費の賠償請求にさらされることはない。これに対し、修補がなされていない段階でも、和解により製造者が修補費を支払うことがあり得る。この場合、製造物所有者が修補費を受領したのに修補をせず、製造物を欠陥付きのまま譲渡したとすると、さらにその先で拡大損害を伴った減価分の損害が生じる可能性がある。そうすると、製造者は修補費の支出後さらに減価分の損害賠償義務を負うことになってしまう。

もっとも、以上の検討は、拡大損害が生じた場合には製造物自体の損害賠償を請求できるとの取り扱いを前提としている。しかし、そのような取り扱いは、上述のように、製造物所有者にとっての便宜を理由とするものである。そうすると、製造物自体の損害の多重賠償という問題は、本来、「拡大損害が生じても製造物自体の損害は製造物責任法上の賠償対象とはならない」とすることで解決すべきものとも考えることもできる。しかし、それには立法的措置が必要となるし、改正を不可欠とするほどの不都合があるわけではないから、現行制度の枠内で、そのような解決とは異なる方法を見出す必要があると思われる。

(3) まとめ

製造者が製造物の流通後に危険を除去する措置を講じようとしても、製造物所有者の協力が得られず、これを実現できない場合があり得る。その結果、

その所有者以外の者に損害が生じた場合には、製造者は、危険除去への努力にも関わらず責任を負うことになる。製造者がそのような責任を負うことは、製造物責任法が無過失責任を規定していることからすれば、制度の予定するところといえる。製造者は、被害者に対して損害賠償をした後、損害回避措置に協力しなかった所有者に対して求償請求すれば足りるとされよう。製造者は、製造物の引渡後 10 年間は、それだけの責任を負い続けるべきだとするのが製造物責任法の趣旨といえる。

ただ、こうした結果をもたらす無過失責任を製造者に負わせるのであれば、製造者に対して、損害の予防措置をより強力に講じられる手段、たとえば製造物の修補や代物給付、場合によっては回収をする権利を認めるべきではないか、とも思われる。もちろん、このような権利が実際に威力を発揮することはほとんどない。しかし、理論的な問題として検討することは可能であるし、後述するように、現実面でも意味がないとまではいえないと思われる。

そこで、以下において、このような権利を認めることが出来るか否か、出来るとしてその実現方法はどのようなものになるかを検討することとしたい。

2. 危険を除去する製造者の権利

(1) 製造者による危険除去の方法

製造物に欠陥がある場合、製造者による危険除去の方法にはどのようなものがあるだろうか。この点については、製造物の欠陥を修補することが考えられる。また、欠陥を修補することができず、他方、欠陥のない代物が存在しているようであれば、欠陥のある目的物と代物とを交換することが考えられる。この方法は、修補不可能な場合のみならず、修補は可能だが費用がかり過ぎる場合にも、製造者がとろうとする方法であろう。さらに、もはや

修補もできず代物も存在していない場合には、製造物を回収することが考えられる。製造物の回収に際しては、代金の返還や損害の填補をすることが必要となろう。

製造者が以上の措置をとった場合、製造物の使用者に不利益が生じる可能性がある。この不利益については、製造物の欠陥によって生じた損害として賠償の対象となる。

(2) 権利を付与する必要性

製造者に以上の措置をとる権利を認めたとしても、多くの場合、その強制的実現が必要になることはない。製造物所有者は、通常、欠陥のある製造物を使用し続けたいとは思わないであろうから、製造者から修補、代物給付、回収の申入れがあれば、これを承諾するであろうからである。もっとも、代物給付を伴わない回収については、生活上または事業活動上の不利益が生じるとして引渡しを拒む事例も考えられないわけではない。しかし、上述のように代金の返還および損害の填補と引き換えになるだろうから、これらの金銭で他の同種の製品を購入する選択をする場合が多くなると思われる。

そうすると、危険を除去する製造者の権利の存在如何は理論的な問題となりそうであるが、若干ながら、この権利を認める実益が製造者にありそうな場合も考えられる⁵。たとえば、危険が切迫しているのに、製造物所有者が長期の留守をしているために交渉出来ない場合が考えられる。この場合、製造者が製造物所有者の許可を得ないまま修補等の措置を講じると、その行為は所有権侵害として違法と評価されよう。その違法性は、事務管理によって阻却することが可能かもしれない。しかし、事務管理による場合、費用償還

⁵ 契約当事者間においては、追完によって相手方からの解除の主張を阻むという実益があるが、本稿は第三者間の法律関係も対象としているので、解除との関係については、検討対象から外しておきたい。

請求が問題となる（702条）。拡大損害が生じる可能性があるために製造者が勝手に製造物の欠陥を修補した場合、製造物所有者は、拡大損害が生じていないため減価分を製造者に賠償請求することはできない。そうすると、製造物所有者は、製造者に対する債権を以て製造者の費用償還請求権との相殺を主張することができず、費用償還義務を負うことになる。しかし、本来であれば無償で修補等の措置を講ずべきであるから、事務管理以外の法理による正当化が必要なのではないだろうか。

また、製造物所有者が減価分または修補費を受領しながら、製造物の欠陥を放置してさらに譲渡した場合について考えてみたい。製造物所有者は、通常、そのような行動をとらないであろう。しかし、製造者としては、そこに盤石の信頼を置けるかという点、そうではない。それゆえ、実際に自分の手で確実に危険を除去したいと思うのではないだろうか。

以上のように見てくると、修補等について製造者に権利を付与し、これを強制的に実現する可能性を認めておくことは、純粋に理論的な問題にとどまらず、実益も認められる議論といえるのではないだろうか。

3. 危険を除去する製造者の権利の法的構成

欠陥のある製造物の修補、代物給付、回収を行う製造者の権利は、製造者にとって有益なものといえる。それでは、これらの権利を認めることは法的に可能であろうか⁶。以下において、候補となる法的構成を指摘しつつ、その適否を検討することとしたい。

(1) 製造者と製造物所有者が直接の契約当事者である場合

製造者と製造物所有者との間において、製造者に上述の権利を認める特約

がなされていれば、それが売買契約や請負契約の当事者間で締結されたものであろうと⁷、転々流通した先の者との間で締結されたものであろうと⁸、合意にもとづいて上述の権利を根拠付けることができる。この点について問題は無い。

そこで、以下では、そのような特約のない場合について検討を加えたい。製造者と製造物所有者が売買契約または請負契約の当事者である場合、これらの契約にもとづいて、製造物の修補、代物給付、回収をする製造者の権利を根拠付けることが考えられる。

①修補・代物給付

修補・代物給付の法的根拠としては、債務者の追完権が参考となる。売主に追完権を認める必要性としては、①契約関係の解消や損害賠償よりも履行結果を実現する方が両当事者の利益に適うことが多く、また、追完の方が損害賠償よりも簡易迅速になし得ることがあるので、両当事者にとって好都合であること、特に売主にとっては買主からの修補請求を待つことなく自ら追完することによって賠償すべき損害額を低く抑えることができること、②契約をなるべく維持する方向で問題の解決を図ることは、当事者の本来の意図にも取引実務の現状にも合致することから、売主の追完権は契約が正常な経

6 リコールの法的構成を指摘する資料として、廣瀬久和「製品・建造物・設備等のリコールについてのメモ」3頁（消費者安全に関する検討委員会第4回資料5、2008年11月26日）<http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/anzen4/file/shiryo5.pdf> <平成21年5月8日現在>がある。

7 安田総合研究所『製造物責任対策 製品安全のチェックポイント』（有斐閣、1990年）155-156頁。

8 製造者と転々流通先の製造物所有者との間で契約の締結がなされるとすれば、次のような形をとることが考えられる。すなわち、製造者は、自らが修補・代物給付・回収する権利を有する旨を記載した書面を製造物とともに流通させ、この書面の提示を以て一定の購入者に対して申込みをしたとし、製造物の購入者は製造物の購入を以てその書面に承諾をしたとする。

過をたどるのを促進する法的装置として有用であること、が指摘されている⁹。

また、売主の追完権の法的構成としては、「買主の受領義務の一種としての受領に関係する協力義務に対応する売主の権利といってよい」との指摘がなされている¹⁰。

こうした売主の追完権の内容は、対象となる目的物の性質に応じて、次のように整理することができる。まず、目的物が契約当初より特定物であった場合には、代物給付はできず、修補が認められるにとどまる。目的物が不特定物である場合には、代物給付も修補も認められる。これに対し、契約当初は不特定物であったが、特定により特定物と同様の取扱いをするようになった場合には（不特定物に瑕疵がある場合でも、買主がいったん履行として受領した場合や¹¹、瑕疵の存在を知らずながら履行として認容した場合には¹²、目的物が特定されるとする見解がある）、売主が代物を給付する権利は認められないのではないかと、との疑問が生じる¹³。しかし、もともと特定物であったわけではないので、取引上相当と認められる場合には、売主は目的物の変更権を取得するとされている¹⁴。それゆえ、不特定物の特定後も代物給付に

⁹ 松井和彦「売主の追完権に関する一考察—契約法に関する国際ルールを手がかりに」金沢45巻2号（2003年）200-201頁。このほか、追完権の実質的根拠に触れる文献として、浜上則雄「製造物責任における証明問題（九）」判タ328号（1976年）23頁、下森定・岡孝編『ドイツ債務法改正委員会草案の研究』（石崎泰雄）（法政大学現代法研究所、1996年）120-121頁、森田宏樹『契約責任の帰責構造』（有斐閣、2002年）211-213頁、262-264頁、潮見佳男『契約各論I』（信山社、2002年）209-211頁、青野博之「売買目的物に瑕疵がある場合における買主による瑕疵除去—ドイツ民法における追完請求権—」駒澤法曹1号（2005年）35頁、田中志津子「売買契約において瑕疵ある物が給付された場合の救済手段—ドイツ民法における追完請求権と解除権の関係を中心に—」伊藤古稀『現代私法学の課題』（第一法規出版、2006年）268-273頁。債務者一般について論ずるものとして、山本豊「現代契約法講義第12回 契約責任論の新展開（その3）—追完請求権と追完権」法教345号（2009年）114-116頁。

¹⁰ 平野裕之『民法総合5 契約法』（信山社、第3版、2007年）373頁。

¹¹ 内田貴『民法Ⅱ 債権各論〔第2版〕』（東京大学出版会、2007年）140頁。

よる追完を認めることができる。

本稿は、売主の追完権について買主に追完を受領する義務を認めようとするものであるが¹⁵、買主に追完を受領させることが不適切な場合には、追完権は認められない。それでは、どのような場合が不適切とされるであろうか。この点については、買主に大きな負担を強いることなく追完できる場合に限定するとの考えが示されている。そして、その判断に際しては、たとえば、契約目的との関係、完全な追完の可能性、遅延の合理性、買主側の不便、追完による買主側の費用償還・損害填補の確実性、交渉態度等による信頼関係の破壊が考慮の対象となるとされる¹⁶。これによれば、製造物所有者が当該製造物を証拠として確保しておこうとする場合には、製造者による修補および代物給付（欠陥ある製造物と引き換えの場合）は、製造物所有者にとって

-
- 12 林良平ほか『債権総論〔第3版〕』（青林書院、1996年）42-43頁は、最判昭和36年12月15日民集15巻11号2852頁について、そのような理解がありうることを指摘している。同様の指摘をする見解として、潮見佳男『債務総論』（信山社、1998年）73-74頁、野澤正充「瑕疵担保責任の法的性質（1）—法定責任説の三つの考え方」法時80巻8号（2008年）13-14頁がある。ただし、潮見教授は、同書の第2版（2003年刊）では、判例はこれと異なる道を採用したと指摘している（62頁。初版では、「軌を一にする」としていた）。
- 13 これに対し、修補は特定物についても認められるから、不特定物が特定された場合にも認めることができる。
- 14 大判昭和12年7月7日民集16巻1220頁。目的物に瑕疵がある場合に変更権を認める見解として、内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第3版〕』（東京大学出版会、2005年）20頁。
- 15 これに対し、買主の義務は存在しないとする見解として、鈴木・前掲注（1）208頁がある。また、森田宏樹教授は、買主からの解除権・損害賠償請求権の行使を妨げたり、瑕疵修補請求と解除・損害賠償の選択を制限したりするための修補については、これを権利として構成することに疑問を示しつつも、従来の学説では、修補権は「買主に対して売主が瑕疵修補に協力すべきことを履行請求しうるような『権利』とは考えられていないとみられるから、これを一応除く」としている。森田・前掲注（9）262-264頁、280頁注（212）。
- 16 松井・前掲注（9）235頁。

不合理な負担となり、認められないことになる。

以上は売買に関する議論であるが、請負においても追完権を肯定する見解がある¹⁷。

以上のように見てくると、契約当事者間における製造者の修補・代物給付権については、追完権の法理で対応することができるといえる。

②回収

製造者は製造物を回収する権利を有するであろうか。回収の取り組みは、実際には回収によって生じる製造物所有者の損害填補を条件としたものとなろう。具体的には、当該製造物の購入価額（経年劣化を加味した評価額とする場合もあろう）の返還や当該製造物を使用できたなら得られたであろう利

¹⁷ 平野・前掲注(10) 584頁。また、花立文子教授は、建築物に関するものであるが、製造者の追完権を検討する上で重要な指摘を行っている。すなわち、「注文主の修補請求権に対する建築家の権利として、注文主が、たとえば損害賠償を請求してきた場合には、建築家がまず修補を行わせよと申し出ることのできるいわゆる修補権を認めるべきであろう、と思われる。建築物の欠陥の発生は、その性質上多額の費用を要することになりかねない。そこで、欠陥が生じた場合、その欠陥につき可能な限り速やかに処理することが、欠陥による損害の拡大を抑止するうえで必要なことであり、かつこのことが当事者を保護することにもなる。すなわち、契約によって特別に結合された当事者は、相互に相手の法益を侵害しない、ということを信頼する。そしてこの信頼は、生じた損害についても、相互にそれが拡大しないよう配慮することを包含するであろう。それゆえに、当事者には、当該欠陥による損害の拡大抑制への配慮が求められる。この要請上、当該欠陥による損害を最小現のものにする機会を建築家に与えることが公平妥当であり、したがって、建築家の修補権が認められるものと思われる。また、實際上、建築家は、専門知識や経験を活用して、社会、経済上合理的に修補をなすことが可能だと考えられる。しかし、建築は信頼関係がより重視されるので、それが破壊されている状態にあり、たとえ誠実に修補義務を履行したとしても、もはや信頼関係を取り戻すことが期待しえない場合には、建築家の修補権は認められない、と解するのが妥当であろう」。花立文子「建築設計・監理契約に関する一考察（3完）」法学志林88巻3号（1991年）202-203頁。相互に相手の法益を侵害しないという信頼とそれにもとづく損害拡大の予防を追完権の根拠とすることは、本稿の検討対象である製造物の場合にも妥当な考え方といえよう。

益の填補が必要となろう。

製造物の修補・代物給付は、契約で意図された目的を実現する行為といえる。これに対し、上記のような回収は、実質的には契約を解消する行為に近い。製造者による契約解除の法的根拠としては、買主または注文者の債務不履行が考えられるが、本稿が問題としている場面—製造者による能動的な回収—においては、そうした債務不履行の有無は偶然的な事情に過ぎない。それでは、解除以外に回収を根拠付ける理由はないであろうか。製造者の方から解除に近いことを行うのだから、回収は追完とはいえず、上述した追完権にもとづいて正当化することはできない。ただ、追完権を認める実質的理由である損害賠償の回避は、製造者にとってみれば、ここでも妥当しうる。欠陥によって誰にどのような損害が発生するか予測が付かない場合には、製造者は製造物所有者に対する損害填補を甘受しつつ、回収によって、より不確かな損害賠償の負担を回避しようとするかもしれない。しかし、欠陥をもたらした製造者の保護の必要性は、事実上の契約解消の押し付けを正当化するほど強いものではない。そうすると、残るのは、製造物所有者の利益、すなわち安全の確保である。これは製造者のみならず製造物所有者にとっても有益であり、現実的妥当性を持ちうる議論ではあるが、そこまでのパートナーリステックな保護を製造者に委ねるべきではないと思われる。製造物所有者が使用を希望しているのであれば、その希望は尊重せざるを得ないであろう。

以上のように見てくると、製造者が回収権を有するのは、その旨の特約がある場合に限られるものと思われる。

(2) 製造者と製造物所有者が直接の契約当事者ではない場合

製造物所有者との間に直接の契約関係がない場合、製造者は製造物の修補・代物給付・回収についてどのような権利を有するであろうか。製造者と製造物所有者が売買契約または請負契約の当事者でない場合、製造者の上記の権

利を根拠付ける候補としては、不法行為または権利侵害にもとづく差止請求や、第三者に対する契約関係の拡張が考えられる。

まず、前者については、以下のように考えることができる。製造物所有者が製造者に対して危険の除去を請求することは差止請求の一環として根拠付けることができるが¹⁸、製造物所有者に対する製造者からの危険除去措置の忍容請求は、根拠付けることが困難である。製造者は、製造物所有者が修補・代物給付・回収に応じなかったために、第三者から損害賠償責任を追及される可能性がある。そして、その可能性が現実のものとなった場合には、製造者所有者が製造者に対して不法行為責任を負う場合もあろう。しかし、当該製造物の欠陥を作出したのは製造者であることを考慮すると、上記可能性が現実化する前の段階では、製造者は、損害賠償責任を負う危険にさらされているからといって、通常、製造物所有者を製造者に対する不法行為者または違法な権利侵害者として非難できないと考えるべきである。不法行為または権利侵害にもとづく製造物所有者への危険除去請求権は、その製造物の欠陥によって危険に曝されている者に認められるが、その危険には損害賠償責任を負うことは原則として含まれない。

次に、第三者に対する契約関係の拡張について検討したい。契約の効力は、契約当事者間においてしか認められないのが原則であるが、一定範囲の第三者に対してその効力を及ぼそうとする考え方がある。その例として、連鎖的契約を通して直接の権利義務関係を認める法理¹⁹をあげることができる。この法理は、製造者と直接の契約関係にない第三者の保護を念頭に置いた法理であり、第三者に対する請求を対象とするものではない。しかし、この法

¹⁸ 新美育文「安全配慮義務」山田卓生編『新・現代損害賠償法講座(1) 総論』(日本評論社、1997年) 236頁、仮屋篤子「判批」速報判例解説1号(2007年) 74-76頁。

¹⁹ 椿寿夫『民法研究I』(第一法規出版、1983年) 289-300頁、竹内昭夫「消費者保護」竹内昭夫ほか『現代の経済構造と法』(筑摩書房、1975年) 62頁。

理は、製造者と製造物所有者との間に「契約法的規律を要する特殊の法律関係が成立すること」を基本的発想とするものである²⁰。この発想は、第三者が直接の契約当事者と類似の立場に立つ場合には、第三者保護の場面のみならず、製造者からの権利行使の場面についても妥当し得るのではないだろうか。すなわち、上述したように、製造者は買主または注文者に対して製造物に関する追完権を有するが、この追完権は、買主または注文者から製造物を取得した者に対しても、行使することができると考えられないだろうか。上述した追完権の必要性のうち、解除の回避という事情は、ここには当てはまらない。製造者は、製造物所有者によって契約を解除される地位にはないからである。しかし、損害の発生を抑止し、損害賠償責任を回避するという事情は、ここにも当てはまる。製造物の欠陥をめぐる利益状況は、売主または注文者と転々流通した先の製造物所有者との間で大きく異なるところはないと思われる。

以上のように見てくると、製造者は、転々流通した先の製造物所有者との間においても契約関係を有しており、製造物の売主または請負人として有する追完権にもとづいて、転々流通した先の製造物所有者に対しても、修補・代物給付をする権利を有すると考えられる。これに対し、製造物の回収は、上述したように直接の契約当事者間でも一特約がない限り一認められない以上、第三者に対しても一特約がない限り一認めることはできない。

²⁰ 平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』（信山社、1990年）433-434頁。

4. 権利を実現する方法

以上のように、製造者には一定の場合に製造物の修補・代物給付の権利を認めることができる。これらの権利が認められる場合、その実現については、製造物所有者が任意に応じてくれる場合とそうでない場合とがあり得る。後者の場合、権利を強制的に実現することが必要になる。その方法としては、直接強制を用いることが可能である。これに対し、間接強制については、製造物所有者の犠牲により、欠陥を作出した製造者に利益を与えることになるという問題がある。それゆえ、信義則上、間接強制は認めるべきではない。

おわりに

製造者は、直接の契約の相手方に対しても、また、転々流通した先の製造物所有者に対しても、欠陥のある製造物の危険を除去するために、修補・代物給付をする権利を有している。その法的根拠は、売主または請負人として有している追完権である。直接の契約関係にない第三者に対しても、契約関係を拡張することにより、追完権の行使を認めることができる。以上に対し、製造物を回収する権利は、特約がない限り認めることができない。

本稿の検討の結果、以上の結論を得ることができたが、追完権については、追完を受領する義務はないとする見解があり、本稿はこれと異なる立場をとることになるが、十分な検討はできなかった。また、追完権の要件については、追完が債権者に不合理な負担とならないことが指摘されており、本稿の想定する修補・代物給付の場面がその要件に抵触しないかどうか問題となる。本稿では、製造物所有者が当該製造物を証拠として確保しようとする場合には追完が不合理な負担となり得ると述べたが、それ以外の場合については十

分に検討できなかった。今後の課題としたい。